

平成16年第2回竜王町議会定例会

平成16年5月17日

午前11時00開会

於 議 場

1 議 事 日 程

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議第30号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例) |
| 日程第4 | 議第31号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第5 | 議第32号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第6 | 議第33号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(平成16年度竜王町一般会計補正予算(第1号)) |
| 日程第7 | 議第34号 | 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議第35号 | 平成16年度竜王町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 報第1号 | 平成15年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第10 | 報第2号 | 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第11 | 報第3号 | 平成15年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第12 | 報第4号 | 平成15年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について |

2 会議に出席した議員（13名）

1番 中島正己	3番 中村義彦
4番 近藤重男	5番 辻川芳治
6番 寺島健一	7番 圖司重夫
8番 竹山兵司	9番 岡山富男
10番 西隆	11番 川嶋哲也
12番 若井敏子	13番 勝見幸弘
14番 村井幸夫	

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

10番 西隆	11番 川嶋哲也
--------	----------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長 福島茂	助役 住田善和
収入役 福山繁一	教育長 犬井久夫
総務主監 林吉孝	企画主監 佐橋武司
住民福祉主監 池田純一	産業建設主監 松尾勲
総務課長 北川治郎	税務課長 杼木博子
生活安全課長 青木進	住民福祉課長 西村喜代美
農業振興課長 <small>兼農業委員会事務局長</small> 三井せつ子	商工観光課長 川部治夫
建設計画課長 小西久次	上下水道課長 松村佐吉
教育次長 村地半治郎	学務課長 松浦つや子
生涯学習課長 竹山喜美枝	

6 職務のため議場に出席した者

主監兼議会事務局長 三崎和男	書記 古株治美
----------------	---------

開会 午前11時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人です。よって、定足数に達していますので、これより平成16年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることといたします。福島町長。

○町長（福島 茂） 皆さん、こんにちは。いよいよ初夏の季節も近くなってまいりました。ここ連日、不順の天候が続いておりますが、議員皆様方には大変ご健勝にして日々、議会活動にご専念をいただいております。心よりお礼を申し上げる次第でございます。

平素は、町政推進に当たりまして格別のご指導ご高配を賜っておりますことをまことにありがとうございます。

さて、本日、平成16年度第2回の定例会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。通年でございますと、本定例会は6月にお願ひするところでございますが、本年度はご存じのとおり町長選並びに議員補欠選挙の日程によりまして、1カ月変更、繰り上げをさせていただいた次第でございます。本定例会には、専決処分の承認3件、条例1件、補正予算等12件を提案させていただきます。

なお、会期中、人事案件と追加提案もお願いいたしたいと存じておりますが、いずれもどうぞ慎重ご審議をいただきまして、適切なるご採決をお願い申し上げます。

まことに簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村井幸夫） これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書及び議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願ひます。

この際、皆さんに申し上げます。

平成16年4月26日付により、山口喜代治氏から議員を辞職したい旨、辞職願が提出され、同日、受理したところであります。閉会中でありましたので、議長においてその賛否を慎重に検討いたしました結果、同年4月30日にこれを認めることにし、辞職を許可いたしましたので、会議規則第99条第2項の規定によ

りご報告申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村井幸夫） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、10番 西 隆議員、11番 川嶋哲也議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（村井幸夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から5月27日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から5月27日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第3 議第30号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議第31号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議第32号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議第33号 専決処分につき承認を求めることについて  
(平成16年度竜王町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第7 議第34号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議第35号 平成16年度竜王町一般会計補正予算(第2号)

**日程第 9 報第 1 号 平成15年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について**

**日程第10 報第 2 号 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
繰越明許費繰越計算書について**

**日程第11 報第 3 号 平成15年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算  
書について**

**日程第12 報第 4 号 平成15年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について**

**○議長（村井幸夫）** 日程第 3、議第30号から日程第 8、議第35号までの 6 議案、  
及び日程第 9、報第 1 号から日程第12、報第 4 号までの 4 報告についてを一括  
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福島町長。

**○町長（福島 茂）** ただいま、一括上程をいただきました議第30号から議第35号  
までの 6 議案及び報第 1 号から報第 4 号までの 4 報告につきまして、順を追っ  
て提案理由を申し上げます。

議第30号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処  
分につきましては、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分を行ったも  
のであります。同条第 3 項の規定により、ご報告を申し上げ、議会の承認を求  
めるものでございます。

非常勤の消防団員に係る損害補償につきましては、非常勤消防団員等に係る損  
害補償の基準を定める政令の定める基準に従い、市町村の条例で定めることと  
なっておりますが、今般、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政  
令で定める補償基礎額等について改正がなされ、平成16年 3 月26日公布、同年  
4 月 1 日施行されたことに伴い、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を  
改正するものでございます。

改正の内容につきましては、非常勤消防団員等の階級別勤務年数別に第 5 条第  
2 項第 1 号別表第 1 のとおり改正し、同項 2 号中、消防作業従事者等に係る補  
償基礎額の最高額を 1 万4,200円に、最低額を9,000円に、また同条第 3 項中、  
配偶者に係る扶養加算額を450円に改正するものでございます。

さらに、介護補償の額について第 9 条の 2、第 2 項において上限を常時介護10  
万4,970円に、随時介護 5 万2,490円に改め、最低補償額を常時介護 5 万6,950円  
に、随時介護 2 万8,480円にそれぞれ改正するものでございます。

なお、今般の改正は補償基礎額等の引き下げが主たる内容でありますことから、  
政令施行日以降に条例を改正し、遡及適用を定めた場合、補償対象者に不利益

を強いるなどの事態が生じることとなりますことから専決処分をさせていただきましたので、ご報告申し上げ、お認めをいただきたいものでございます。

次に、議第31号 竜王町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでありまして、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、議会の承認を求めらるものでございます。

ご承知いただいておりますとおり、今回の条例改正につきましては地方税法の一部を改正する法律が平成16年3月31日に公布され、同4月1日から施行されたことに伴います竜王町税条例の一部を改正するものでございます。

今年度の地方税制の改正に当たりましては、現下の経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するため取りまとめられたものでございます。

主な改正内容を申し上げます。

まず、町民税でございますが、個人町民税の均等割の税率の引き上げでございます。年間2,000円を3,000円にするものでございます。均等割は、町内に住所、または事業所を有する個人と町行政の諸施策による種々の応益負担に着目しまして、そのために要する経費の一部を住民に広く負担を求めまして、その税条例を通じて行政に参画することを期待する負担分任という住民税の性格を最も端的にあらわしているものでございます。

市町村の行政サービスが人口規模別に見ても格差がなくなってきていることから、人口段階に応じました税率を廃止しまして3,000円とするものでございます。

また、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻の均等割の非課税措置を廃止するものでございます。経過措置によりまして、17年度は2分の1の1,500円、18年度から3,000円とするものでございます。

次に、均等割のみの賦課するものの非課税の限度額の引き下げと所得割の非課税限度額の引き下げでございますが、国の生活扶助基準額及び生活保護基準額の改正によるものでございます。

次に、不動産取り引きの活性化を図るため、土地等の譲渡所得益に対する税率の引き下げでございますが、長期・短期の譲渡所得にかかります税率が、それぞれ引き下げられたところでございます。長期譲渡所得につきましては、国、

地方を合わせまして税率を26%から20%に、また短期譲渡所得につきましては52%から39%に引き下げるものでございます。

最後に、貯蓄から投資への改革を進めるため、金融証券税制の改正でございますが、株式等に係る譲渡所得等にかかります税率の引き下げでございます。

次に、議第32号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでありまして、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

ご承知をいただいておりますとおり、今回の条例改正につきましては地方税法の一部を改正する法律が平成16年3月31日に公布され、同4月1日から施行されたことに伴います竜王町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

今回の改正は、長期譲渡所得にかかります100万円の特別控除額が廃止されたことに伴います所要の規定の整備でございます。国民健康保険の被保険者にかかります所得割額を計算する総所得金額につきまして規定整備したものでございます。

次に、議第33号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでありまして、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

平成16年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成16年度当初予算の歳入歳出予算の総額を48億8,000万円とお認めをいただいておりますが、去る4月30日に議会議長から議員の辞職について竜王町選挙管理委員会へ通知があり、議員1名の欠員が生じたところでございます。

議会議員の補欠選挙につきましては、平成16年6月13日に任期満了に伴う竜王町町長選挙が行われることから公職選挙法第113条第3項の規定により、町長選挙と合わせて行わなければなりません。つきましては、選挙事務を早急に進める必要があります、議会議員補欠選挙にかかわる予算措置について専決処分をさせていただきます。

専決処分いたしました補正予算の内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ48億8,220万円とするものでございます。

歳入といたしまして、前年度繰越金が220万円の増額、歳出といたしまして選挙管理委員会委員及び選挙立会人の報酬7万1,000円、開票等選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当等が44万8,000円、ポスター掲示場謝礼が5万円、選挙人名簿、投票用紙等の印刷製本費及び選挙7つ道具等資材費などの利用費が83万1,000円、選挙用はがき等の役務費が22万8,000円、ポスター掲示場設置及び撤去委託料が17万円、ポスター掲示場等の借り上げ料が40万2,000円の増額でございます。

次に、議第34号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例改正は、消防団員等公務災害補償条例等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成16年3月28日公布、同年4月1日から施行され、非常勤消防団員の処遇改善を図ることから、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額されたことに伴い、現行の竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金支給額をそれぞれ一律2,000円引き上げるものでございます。

以上、簡単でございますが提案理由とさせていただきます。

次に、議第35号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第2号）につきまして、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの予算は48億8,220万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ3億1,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,360万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、現有施設の老朽化並びに米需要の多様化に伴い、JAグリーン近江が新たに弓削地先に建設予定でありますカントリーエレベーターについて補助事業の内示をいただきましたことから、農業生産総合対策事業補助金として3億875万円の増額、里道、水路等の国有財産が平成17年3月をもって国から移管されるに伴い、譲与申請に伴う事務費として消耗品費が30万円の増額、長年、町民の生命と財産を守り続けていただきました消防団長をはじめ、消防団員の退職に伴う退職報償金が196万2,000円の増額、竜王中学校に配置しておりますALTが帰国並びに新しく赴任されることに伴う帰国、来日旅費が30万円の増額、新任ALTにかかる日用品等消耗品費が5万8,000円の増額、並びに貸与備品購入費が3万円の増額等をお願いするも

のでございます。

また、歳入といたしましては、農業生産総合対策事業県補助金が3億875万円の増額、前年度繰越金が58万8,000円の増額、消防団員等公務災害補償等共済基金から収入いたします消防団員退職報償金206万2,000円の増額でございます。

続きまして、報第1号から報第4号につきまして報告を申し上げます。

報第1号から報第3号の平成15年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書及び平成15年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

本繰越明許費繰越計算書の内容につきましては、去る3月定例議会において地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費としてお認めをいただきました平成15年度の繰越明許費に係るものでございます。

一般会計では、竜王町ワークプラザ施設整備事業1,200万円、都市計画調査事業160万円をそれぞれ繰り越しをさせていただきました。それぞれの事業につきまして、多くの意見を反映しながら作業を進めているため日数を要したことから年度内執行が困難となり繰り越すこととなったものでございます。

国民健康保険事業特別会計（施設勘定）では、歯科診療所、歯科保健センター建設事業が231万円を繰り越しさせていただきました。歯科診療所施設の内容検討に時間を要しておりますため、年度内に完了できないことから繰り越しをするということになったものでございます。

下水道事業特別会計では、竜王町特定環境保全公共下水道事業が1億3,231万円を繰り越しをさせていただきました。これは、国道8号線に下水管を布設するに当たり、既存の地下埋設物、企業者並びに道路管理者との協議に時間を要したこと、及び一部工事地区において予算執行調整のため下水管理ルートを検討に日数を要したことから繰り越すことになったものでございます。

次に、報第4号 平成15年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

この繰り越しにつきましては、配水管を布設する事業が下水道工事の繰り越しにより748万6,000円を繰り越すことになったものでございます。今後におきましては、早期に完了できるよう努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしく

お願いを申し上げまして、報告といたします。

以上をもちまして、議第30号から議第35号までの6議案、及び報第1号から報第4号までの4報告につきまして順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りましてご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第9、報第1号から日程第12、報第4号までについて、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 報第1号にあります一般会計繰越明許費の繰越計算書について質問をしたいと思います。

まず、ここにありますのは竜王町ワークプラザの施設整備事業等都市計画調査事業であります。これ、総額予算との関係での進捗状況と見通しとといいますか、今回繰り越しをされるわけですから、繰り越し以後の事業計画というか、進捗の計画についてご説明をいただきたいというのが報第1号についての質問であります。

これは報第2号についても同じように、今日までの計画、総額予算との関係で今日までの、既に進捗している部分と全く手つかずの状態、お金そのものは全く手つかずの状態なのか、どういうところまで進んできているのか。今年度に繰り越しされるのが、いつごろ、どこまで進められるご予定なのかについてご報告をいただきたいというふうに思います。

同じように下水も上水も、同じような質問をさせていただきます。

以上、それぞれよろしくお願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 川部商工観光課長。

**○商工観光課長（川部治夫）** ただいま若井敏子議員さんから一般会計の繰越明許費計算書の中でご質問をいただきました竜王町ワークプラザの施設整備事業につきまして、今日までの進捗状況と今後の予定ということでございますけど、既にご案内いただいておりますようにワークプラザにつきましては昨年度建築を一応終わったところでございますけど、一部エレベーターの設置事業が、先ほども提案がありましたように諸調整の関係で昨年度実施できませんでしたので、エレベーターの設置事業を今年度継続をさせていただいて設置をさせていただくということがございますので、近々にこれら関係者の協議を踏まえてエ

レーダーの設置をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

大変簡単でございますけど、説明にかえたいと思います。以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** 小西建設計画課長。

**○建設計画課長（小西久次）** 平成15年度竜王町一般会計繰越明許費の繰越計算書の中の土木費の都市計画の都市計画調査事業費の繰り越しでございますけれども、この部分につきましては都市計画のマスタープランを現在作成するという事で、第4次総合計画に基づきますまちづくり計画を進めております。

その中での基礎調査並びに、今後どのようなまちづくりをするかということに、この調査を委託しております。一応、調査につきましては終わりましたけれども、今後の計画につきましてそれぞれ、また議会にご提案なり、またご報告なり、また計画をする上において繰り越しの年度内終了が困難となったため繰り越しをさせていただきました。

今後におきましては、基本的にまちづくりをどのようにするかという基本的な部分がございますので、このことにつきまして報告とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** ただいまのご質問の竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書につきまして、総額予算としての現在の状況につきましては、現在は予算計上しておりません。特に、この231万円につきましては、進捗状況でございますが、現在協議をさせていただいているという最中でございます。

以上、ご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 松村上下水道課長。

**○上下水道課長（松村佐吉）** 続きまして、下水道事業と水道事業の繰り越しについてご説明をさせていただきたいと思っております。

さきに町長からご説明を申し上げましたとおり、下水道事業につきましては鏡の国道地先、国道事務所との協議によりますところの遅れからと、それなりの予算執行から全体予算執行にかかわりますところの調整的な部分がございます、一部において下水道工事の繰り越しをお願いすることになったわけでございます。

大体、進捗率といたしましては金額的に非常に、金額で申し上げていいのか、工事量で申し上げていいのかというところがあるわけでございますけど、ほぼ

50%は工事が終わっておるといところでございます。かようなところから、工事の予定といたしましては9月末に、前回もご報告を申し上げておりますように9月末をめどといたしまして今現在工事を行っておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

それから、水道事業の繰り越しにつきましても下水道事業の関連から、今回繰り越しをさせていただくことになったわけでございます。これにつきましても下水道工事と同じように9月末の完成をめどに、今現在工事を行っておりますので、ひとつよろしくお願いたしたいというふうに思えます。

**○議長（村井幸夫）** 12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** それぞれ非常に不親切な答えなんですよね。下水と上水については、ほぼ報告していただいているのかなというふうに思うんですけども、例えばワークプラザについて言いますと、竣工式もしたんですから、でき上がってるんじゃないのかなというふうに思ってたらずうじゃないんだと、エレベーターが残ってるんだと。そしたら、そのエレベーターは近々に進めたいというんですが、もう発注、工事の中身について、どこの業者にしてもらおうとか、そういうようなことは全部決まっているのかどうか。何で遅れてるのかですよね。

年度内に本来はやるべきものだったわけで、それが今、もう5月の終わりになってるわけですから、仮に年度末まで工事がここまで進んでんけど、あともうちょっと仕上げができひんかったんやと言うのなら、一月も二月もかかるのかなというふうに思うし、まだ実はエレベーターだけは発注してへんのやということなのか、その辺をもう少し詳しく報告していただきたいなというふうに思うんですよ。

当然、当初予算では年度内にやるっていうことで予算を組まれてるわけですから、それが遅れるとしたら年度内ぎりぎりまでかかりますねんやっていうことでは当然ないと思うので、そこらあたりの予定をどういうふうに考えてるのかということについての具体的な説明をしてほしいというのがワークプラザについてですね。

都市計画調査事業について言えば、調査は終わったと。ということは、総額、今回出されている繰越明許は総額ではなかったと思うので、既に使った幾らについては調査費としても執行していると。残っている160万円が今後の計画の部分やと。今後のまちづくりをどうするのかということを検討していくんだということやけど、これは委託していると、基礎調査を委託しているということだ

ったので今後の計画づくりを委託しているのか。要は、委託業者の問題なのか。何で、その計画が進まないのか。年度内に計画が進んでいくという見通しがあるのか、そこらあたりの思いはどうなんやというところを聞きたいわけで、それも当然、去年その仕事をしてもらおうということで委託してるわけですから、それがその翌年度に回ってる理由は一体何なんやと、そこらあたりについても説明をしてほしいところです。

診療所については、歯科診療所、保健センターについては、これは計画ですよ。設計の部分に出している分だったと思うんですよ。ということは、全くこれも手つかずで委託、業者に委託していないのか。委託しているけども業者が絵をかかへんのか。

私はあの時点で、報告があった時点で思ってたのは、去年計画ができれば今年には工事着工で当初予算で工事費が見られていないということは、工事予算の大きな金額が補正で出てくるのかなというようなことを議員の中でも議論、話はでていて、途中から補正組んで出さるのには年度当初に建設費を予算計上できない何か理由があんねんやろかみたいな話を予算審議の中でもしてたわけで、絵もかけてない、業者委託もできてない状態で手つかずなのか。協議をしてるという、協議というのはどこの段階で協議をしてるのか。

それと、その絵がかけてきて具体的な計画が進むのは一体いつなのか、いつごろになるのかという、そのめどみたいなところをぜひ、もう少し詳しくわかりやすく進捗の状況と今後の予定について説明をしていただきたい、この3つについてお願いします。

**○議長（村井幸夫）** 川部商工観光課長。

**○商工観光課長（川部治夫）** ただいま若井議員さんの方から再質問をいただきましたワークプラザの繰越明許の件でございますけれど、現在まだエレベーターについては発注をいたしておりません。近く発注に向けての取り組みをさせていただくということで、年度内には発注したいと、既に供用開始をいたしておりますので、できるだけ業務に支障のない範囲でしていきたいということで、特にこれにつきましてはご案内いたしておりますように昨年度、補正予算でエレベーターについては設置についてはお認めをいただいたわけでございますけれど、その間、現在工事の施工の中でエレベーターを加えていくということは、かなり工期的な、本体自身の工期がこの15年度にできなくなるという状況もございましたので、先に本体の建築の方を先行させていただくということで、や

むなく発注を遅らせていただいていたことをごさいますので、その点、ご理解をいただきたく思います。

以上でございます、よろしくお願ひします。

○議長（村井幸夫） 小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次） 都市計画の事業費の具体的なという問題でございますけれども、今現在、今年に入りましてこの調査を委託させていただきました。その中で調査といたしましては現況調査、それから意向調査、それから今後の計画ということでございます。

それぞれ、第4次総合計画の中で、計画としてはうたわれてるわけでございますけれども具体的にまちづくりをしていくためには基本的な部分がございまして、今現在、現況調査が終わりまして、今後におきましてアンケートなり、また意向調査をやりまして、そしてまた住宅地施策、商業地施策等についての計画を考えておりますので、今現在委託はしておりますものの、こちらの方の関係で今現在考慮しているところがございますので、時間が経過してきたところでございまして繰り越しをさせていただいて、早くそれぞれ審議会なりで協議いたしまして、また早期に進めたいという考え方をしております。

以上でございます。

○議長（村井幸夫） 西村住民福祉課長。

○住民福祉課長（西村喜代美） 再質問にお答えをさせていただきます。

歯科診療所、歯科保健センターにつきましては、先ほどのとおり231万円で委託契約をさせてもらっております。現在、協議を進めさせていただいております最中で5月末ということになってございます。

事業費につきましては、補正を組んでお願いしたいという予定になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） ほかにございせんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ほかにないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第9、報第1号から日程第12、報第4号までの報告を終結いたします。

以上で本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時44分